

第七項

手明キ、場合ニ定償價金ヲ支給スルコト

決

現場監督以下組長但長ノ意見ヲ聴取シテ之ヲ支給スルコト

但一日ノ仕事ナキ時ハ金壹圓貳拾錢也迄支給ス

仕事ノ都合ニヨリ一時間以内程度ノ時間毎ニ對シテハ支給セズ

残業一時間毎ニ五分ツ、一時間ヲ支給スルコト

第八項

決

原案ニ對シニ分ヲ支給ス

第九項

決

解雇手當及退職手當ヲ設クルコト

第十項

決

他社ノ例ヲ比較シ本月中ニ制定スルコト

第十一項

決

社別ヲ印刷物トシ従業員ニ配布スルコト

第十二項

決

第八項ノ決定ヲ待テ直ニ配布スルコト

第十三項

決

上具ノ會社ニ於テ従業員ニ貸与スルコト

第十四項

決

小道具「チス」「ハンマー」「ヤスリ」ノ貸与ヲ認め

第十五項

決

但新工具購入ノ豫定アルニツキ其ノ際ハ極力経済的ニ使用スル等

第十六項

決

團體權ノ交渉權ヲ認ムルコト

第十七項

決

原案ノ通り但對社外ニハ總對ニ交渉權ヲ認メス

右之通協議ヲ決ス為念一札如件

昭和四年二月六日

昭和四年二月五日、六日協議之合者

會社側

従業員代表者

- 後藤 久苗
- 野田 清安
- 野田 堯平
- 津田 又男
- 三戸 留雄
- 岡田 喜一
- 三上 壽男

管下員甲日